

令和7年8月豪雨災害で被災された方に対する支援制度について

このたびの豪雨災害で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の災害による被害について、氷川町や関係機関等では次のような生活上の支援を行います。

申込みや相談については、担当課にお問い合わせください。

【令和7年11月4日現在】

| No. | 種別 | 支援メニュー | 支援内容 | 担当課 |
|-----|------|-----------------------|--|------------------------|
| 1 | 証明書 | 罹災証明書 (住家) | 住家に係る罹災証明書を発行します。 | 企画財政課 0965-52-5850 |
| 2 | 証明書 | 被災証明書 (住家以外) | 住家以外に係る被災証明書を発行します。 ※被害が分かる写真が必要です。 | 企画財政課 0965-52-5850 |
| 3 | 免除 | 各証明書の交付手数料の免除 | 次の証明書等の交付手数料を免除します。 ・印鑑登録証の再交付 ・印鑑登録証明書の交付 ・住民票の写しの交付 ※罹災証明書をお持ちください。 | 町民課 0965-52-5851 |
| 4 | 免除 | マイナンバーカードなどの再交付手数料の免除 | 災害によりマイナンバーカードを紛失などした場合の再交付手数料を免除します。 ※罹災証明書をお持ちください。 | 町民課 0965-52-5851 |
| 5 | 給付 | 被災した住宅の応急修理 | 災害により住居が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、一定の範囲内で応急的な修理を行います。 【限度額】(1世帯あたり) ・全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊:739,000円 ・準半壊:358,000円 ※罹災証明書の住家の被害程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」の方は対象となりません。 | 建設下水道課 0965-52-5862 |
| 6 | 貸与 | 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の供与 | 災害により住居が半壊以上の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対して熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ家賃無償で提供します。 ※入居人数により家賃に上限があります。 ※光熱水費などは入居者負担です。 ※罹災証明書の住家の被害程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」の方は対象となりません。 | 建設下水道課 0965-52-5862 |
| 7 | 貸付 | 災害援護資金の貸付 | 世帯主の負傷または住家・家財に被害があった方に対して災害援護資金を貸付けます。 ※罹災証明書の住家の被害程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」の方は対象となりません。 | 福祉課 0965-52-5852 |
| 8 | 生活支援 | 被災者生活再建支援金 | 災害により住宅が全壊するなどの著しい被害を受けた方に対して、生活再建のための支援金を支給します。 ※罹災証明書の住家の被害程度が「中規模半壊」以上の方が対象となります。(「半壊」の方でやむを得ない事由により住家を解体した場合も含む) | 福祉課 0965-52-5852 |
| 9 | 生活支援 | 住宅リフォーム等促進事業 | 災害により住居が全壊・半壊・一部損壊などの被害を受けた世帯に住宅の修繕やリフォームなどの工事費用を補助します。 ※申請には罹災証明書(写し)の添付が必要です。 | 地域振興課 0965-62-2315 |
| 10 | 生活支援 | 被災生活家電製品買替購入費助成事業 | 災害により住居が全壊・半壊・一部損壊などの被害を受けた世帯に、被災した家電製品(冷蔵庫・洗濯機・エアコン)の買替購入費用を助成します。 ※申請には罹災証明書(写し)の添付が必要です。 | 地域振興課 0965-62-2315 |

| | | | | |
|----------|------|----------------------|---|---|
| 11 | 営農支援 | 営農再生支援 | 意欲ある経営体が産地維持を図るため、早期営農再開に向けた生産資材等の調達や作物残さの撤去、被災した農業用機械の修繕等の取組みを支援します。 | 農業振興課 0965-52-5854 |
| 12 | 減 免 | 下水道使用料の減免 | 災害により住居が全壊・半壊・一部損壊などの被害を受けた方に対し、下水道使用料を減免します。 ※令和7年9月請求分(令和7年8月使用分)が対象です。 | 建設下水道課 0965-52-5862 |
| 13 | 減 免 | 上水道使用料の減免 | 罹災証明書の交付を受けた方を対象に、上水道使用料を減免します。 ※令和7年9月請求分(令和7年8月使用分)が対象です。 | 八代生活環境事務組合 0965-62-2049 |
| 14 追加 | 減 免 | 個人住民税の減免(住家) | 災害により住居が準半壊以上の被害を受けた世帯の個人住民税を減免します。 | 税務課 0965-52-5853 |
| 15 追加 | 減 免 | 個人住民税の減免(家財) | 災害を受けた住宅にある家財で、すべての家財の10分の2以上損害を受けた場合、個人住民税を減免します。 ※家財保険金の補填金額のわかる書類などが必要です。 | 税務課 0965-52-5853 |
| 16 追加 | 減 免 | 固定資産税の減免(住家) | 災害により準半壊以上の被害を受けた住居の固定資産税を減免します。 | 税務課 0965-52-5853 |
| 17 追加 | 減 免 | 固定資産の減免(非住家・土地・償却資産) | 土地(面積)、非住家(価格)、償却資産(価格)が10分の2以上損害を受けた場合、減免します。 ※被害状況がわかる写真などが必要です。 | 税務課 0965-52-5853 |
| 18 追加 | 減 免 | 介護保険料・介護サービス利用料の減免 | 居住する住宅が準半壊以上の被害を受けた方は、介護保険料・介護サービス利用料の減免を受けることができます。 | 福祉課 0965-52-5852 |
| 19 追加 | 減 免 | 国民健康保険税の減免 | 居住する住宅が準半壊以上の被害を受けた方は、国民健康保険税の減免を受けることができます。 | 町民課 0965-52-5851 |
| 20 追加 | 減 免 | 後期高齢者医療保険料の減免 | 居住する住宅、家財またはその他の財産に10分の3以上の被害を受けた方は、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。 | 町民課 0965-52-5851 熊本県後期高齢者医療広域連合 096-368-6511 |

*この支援制度は、令和7年11月4日時点のもので、今後も随時更新等がある場合は町ホームページなどでお知らせします。